

岩手県告示第661号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成19年9月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

施術者の氏名	施術者の開設する施術所		指定年月日
	名 称	所在地	
高田 直樹	たかだ接骨院	盛岡市本宮字宮沢28番地1号	平成19年8月21日
高野 壽夫	高野整骨院	花巻市愛宕町6番24号	〃